

枚方寝屋川消防組合の情報公開制度及び個人情報保護制度の見直し案について

1 制度見直しの背景

情報公開制度及び個人情報保護制度は、ともに、本消防組合が保有する情報についての市民の権利を保障し、消防行政に対する信頼を深めるためのものであり、密接な関係を有するものです。

これまで、国は行政機関個人情報保護法に基づき、地方公共団体は条例に基づき（本消防組合においては枚方寝屋川消防組合個人情報保護条例）、それぞれ個人情報保護制度を構築、運用し、個人情報の保護を図ってきました。

こうしたなか、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、個人識別性のない情報も含まれたパーソナルデータ※1を活用した多様なサービスの提供を促進するため、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

このような状況を踏まえ、本消防組合の情報公開制度と個人情報保護制度を今後も円滑に運用していくため、国制度との間にある不必要な差異を解消するとともに、行政情報のネットワークシステムによる処理が一般的となるといった社会状況の変化によって生じた課題等の解消を図るため、必要な見直しを行うものです。

※1 「個人情報」に限定されない、個人の行動・状態に関するデータのことをいいます。

2 制度見直しの内容

(1) 個人情報の保護の推進に向けた整備

見直し項目	見直しの内容
① 個人情報の定義の変更、明確化 (個人情報保護条例第2条)	個人情報保護制度の根幹となる個人情報の定義を、行政機関個人情報保護法における個人情報の定義にならって改めます。 これにより、現在は個人情報から除外している「法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関する情報」が、新たに個人情報となります。 ただし、同法は「死者に関する情報」を個人情報から除外していますが、除外した場合、現行の消防組合の制度による個人情報保護の水準を低下させるおそれ（不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等による自己情報開示等請求権を狭めたりするおそれ）があることから、引き続き個人情報として必要な保護を図ることとします。

見直し項目	見直しの内容
② 法定代理人の同意の取扱いの明確化 (個人情報保護条例第9条等)	本人が未成年者又は成年被後見人である場合におけるその法定代理人の同意を、個人情報を利用目的以外の目的で利用する場合や消防組合以外の者に提供する場合に必要となる本人の同意と同様に取り扱うことを明確化します。
③ 個人情報の外部提供の要件の明確化 (個人情報保護条例第10条)	個人情報を利用目的以外の目的で消防組合以外の者に提供することについては、特に慎重を期すことが必要であるため、個人情報の提供を求めることができるといった法令等の規定がある場合（提供が義務付けられている場合を除きます。）でも、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、個人情報の提供を禁止することを明確化します。
④ センシティブ情報の取扱制限の見直し (個人情報保護条例第7条)	<p>思想、信条及び信仰に関する事項や、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報、いわゆるセンシティブ情報について、行政機関個人情報保護法に詳細に定義された要配慮個人情報※2 の概念にあわせて定義し直し、その範囲を明確化します。その上で、他の個人情報より強い保護が与えられるべきものであることから、引き続き、消防組合が収集等することを原則禁止とします。ただし、本人の同意がある場合はその禁止を解除するなど、国や民間事業者における要配慮個人情報の取扱規制と整合を図ります。</p> <p>あわせて、要配慮個人情報の収集等に慎重を期すため、全ての個人情報ファイル※3 における要配慮個人情報の有無について、公表することとします。</p>
⑤ 委託先等に対する監督義務の拡充 (個人情報保護条例に規定新設)	消防組合が個人情報又は特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先等（再委託先等を含みます。）に対して必要かつ適切な監督を行うことを消防組合に義務付けることとします。
⑥ 「存否応答拒否」の制度化 (情報公開条例及び個人情報保護条例に規定新設)	たとえば、児童虐待に関する情報等、保有しているかどうかを明らかにするだけで第三者の権利利益が侵害されるおそれのある情報に対する情報公開請求や自己情報開示等請求において、市民の権利利益を保護するため、その請求に対応する公文書を保有しているかどうか自体を明らかにしないで請求を拒否できる「存否応答拒否」を制度化します。

※2 「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」（行政機関個人情報保護法第2条第4項）をいいます。

※3 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいいます。

(2) 業務システムによる行政情報の処理への対応

見直し項目	見直しの内容
① 公文書の範囲の拡大 (情報公開条例第2条、個人情報保護条例第16条等)	行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく貢献する行政文書の電子化が進んでいることを踏まえ、情報公開請求や自己情報開示等請求の対象となる公文書の範囲に、電磁的記録※4を追加します。
② 電磁的記録の公開方法の追加 (情報公開条例第12条、個人情報保護条例第24条等)	新たに電磁的記録を公文書とすることを踏まえ、情報公開請求や自己情報開示請求に応じた公開又は開示の方法に、原本の閲覧や用紙に複写した写しの交付に加え、電磁的記録を公開等する方法(DVDへの記録による方法等)を新たに追加します。

※4 デジタルデータや録画、録音テープに記録されたものなどをいいます。

(3) 制度運用に向けた整備

見直し項目	見直しの内容
① 「保有個人情報」という概念の新設 (個人情報保護条例に規定新設)	個人情報の定義を行政機関個人情報保護法にならって詳細に規定することを踏まえ、公文書に記録された個人情報を意味する「保有個人情報」という概念を新たに設け、消防組合が保有する個人情報のうち、その利用や提供が制限され、または自己情報開示等請求の対象となる個人情報の定義を明確化します。
② 非公開情報及び非開示情報の定義の明確化 (情報公開条例第6条、個人情報保護条例第16条)	情報公開及び自己情報の開示においては、原則公開することが基本です。情報公開請求及び自己情報開示請求において、公開しないことによる利益を優先すべき場合について、その運用が消防組合の恣意に流れることのないよう、情報公開制度における非公開情報(個人情報保護制度における非開示情報を含みます。)の範囲をできる限り明確にします。このため、消防組合の非公開情報の定義の規定を、現在の非公開情報の範囲が広がることのないようにしつつ、国の不開示情報の定義の規定にならって改めます。なお、これにより、国の制度における不開示情報と消防組合の制度における非公開情報との違いを明確化します。
③ 情報公開請求、自己情報開示等請求における補正の制度化 (情報公開条例及び個人情報保護条例に規定新設)	情報公開請求や自己情報開示等請求の請求書に形式上の不備がある場合に、請求者に記載の修正等を求める補正の求めの手段を明確化します。
④ 費用負担の減免措置の追加 (個人情報保護条例第25条)	経済的困難等の特別の理由があると認められる人から自己情報開示請求があった場合における写しの交付に要する費用の減免措置ができるようにします。

